

II 償却資産とは

1 固定資産税の対象となる償却資産

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます。

主な償却資産を資産の種類別に例示しますと次の表のとおりです。

資産の種類	償却資産の名称等
構 築 物 〔建物附属設備 を含みます。〕	門、塀、屋外駐車場のアスファルト舗装、広告塔、庭園、看板等 建物附属設備（詳しくは4ページ「5」を参照してください。） 1 家屋の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装・建築設備等（これらを「特定附帯設備」といいます。）
機 械 及 び 装 置	旋盤、ボール盤、モーター、ポンプ、土木建設機械、クレーン、立体駐車場の駐車機械設備、太陽光発電設備等
船 舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、客船、貨物船等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車、その他の運搬車等 ※ただし、自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となる車両は除きます。
工具、器具及び備品	切削工具、測定工具、レジスター、複写機、応接セット、ロッカー、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、パソコン、医療機器、理容・美容機器等

なお、次に掲げる資産も固定資産税の対象となりますので、申告する必要があります。

- (1) **償却済資産**（減価償却が終了して残存価格のみが計上されている資産）
- (2) **簿外資産**（帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- (3) **遊休又は未稼働の資産**
- (4) **福利厚生のに供されている資産**
- (5) **建設仮勘定で計上されている資産であっても、その一部が1月1日（賦課期日）までに完成し、事業の用に供されているもの**
- (6) **使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、税務会計上個別に減価償却しているもの**（3ページ「＜参考＞少額の減価償却資産の取扱い」内、表の④）
- (7) **租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの**
 - ア 取得価額が30万円未満の償却資産で、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を税務会計上適用した資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）（3ページ「＜参考＞少額の減価償却資産の取扱い」内、表の③）
 - イ 生産性向上設備投資促進税制適用資産（旧租税特別措置法第10条の5の4、第42条の12の5、第68条の15の6）
 - ウ 中小企業経営強化税制適用資産（租税特別措置法第10条の5の3、第42条の12の4）
 - エ 省エネ再エネ高度化投資促進税制（うち省エネ促進税制）適用資産（旧租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10）
 - オ 国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第42条の10）
- (8) **借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様であるもの**（借主が申告）
ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する資産は所有者であるリース会社（貸主）から申告していただくことになります。

2 固定資産税の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、固定資産税の対象となりませんので、申告する必要はありません。

- (1) 自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産(例：営業権、ソフトウェア等)
- (3) 繰延資産
- (4) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの（「<参考>少額の減価償却資産の取扱い」内、表の①）
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの（「<参考>少額の減価償却資産の取扱い」内、表の②）
- (6) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（「<参考>少額の減価償却資産の取扱い」内、表の⑤）

<参考>少額の減価償却資産の取扱い

- ・ 下表の①、②及び⑤（⑤については取得価額が20万円未満のもの）に該当する資産については、地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。
- ・ 下表の③、④に該当する資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので御注意ください。

償却方法		取得価額		
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
①	一時損金算入（※1）	申告不要		
②	3年一括償却（※2）	申告不要	申告不要	
③	中小企業特例（※3）	申告要	申告要	申告要
④	個別減価償却（※4）	申告要	申告要	申告要

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した、取得価額が30万円未満の資産です。ただし、平成18年4月1日からは、取得価額が10万円未満の資産は除きます（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。

※4 個人の方については、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

資産内容		取得価額		
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
⑤	法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産	申告不要	申告不要	申告要

3 申告されなかった場合・虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び広島市市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条及び広島市市税条例第73条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を処されることがあります。

4 業種別の主な償却資産

主な償却資産を業種別に例示しますと次の表のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産
各業種共通	賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装(電気・ガス・給排水・衛生・空調設備その他の建築設備等を含む。)、受変電・自家発電・蓄電池設備、中央監視装置、舗装路面、その他外構工事、太陽光発電設備、看板、エアコン、パソコン等
事務系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、コピー機、LAN配線等
喫茶・飲食店	食卓、椅子、厨房設備、レジスター、カラオケ機器、テレビ、冷蔵庫、券売機等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒滅菌器、パーマ器、レジスター、サインポール、テレビ、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、アイロン台、ボイラー等
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機等
自動車修理業	テスター、オイルチェンジャー、プレス、コンプレッサー、リフト、タイヤチェンジャー、洗車機、アスファルト舗装等
ガソリンスタンド	独立キャノピー、地下のガソリンタンク、防壁、洗車機、給油機、敷地舗装等
金属加工業	受変電設備、施盤、ボール盤、フライス盤、プレス、コンプレッサー等
医院・歯科医院	医療用ガス設備、レントゲン機器、ファイバースコープ、歯科診療ユニット、心電計、CT装置、MRI装置、各種検査機器、ベッド、待合室用椅子、各種事務機器等
不動産貸付業	敷地舗装、屋外給水・排水設備、自転車置場、ブロック塀、フェンス、植栽工事、エアコン、駐車場の機械装置・ターンテーブル等
売電事業	太陽光発電設備一式(太陽光パネル・架台・送電設備・電力量計・パワーコンディショナー。なお、太陽光パネルは、屋根の仕上材の場合、家屋として取り扱います。)、フェンス等

5 建物附属設備・特定附帯設備の取扱い

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産に区分して課税されます。

家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める内外装、電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、空調設備等
償却資産とするもの…家屋から独立した機器としての性格が強いもの

特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等、及びその附属設備は、**償却資産に該当**します。

(例) 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備、冷凍倉庫内の冷凍設備、ホテルや病院内の厨房設備、洗濯設備等
ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋として取り扱います。

(2) 賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装等(特定附帯設備)

ビル等を借り受けて事業をされている賃借人(以下「テナント」といいます。)が、自らの事業を営むためにそのビル等に内外装や電気設備、給排水設備、空調設備その他の建築設備等を取り付けた場合、これらの内外装等は、固定資産税の取扱い上、償却資産に該当します。テナントの方は、これらの償却資産について申告してください(地方税法第343条第10項及び広島市市税条例第54条第9項)

家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産 (※)	
建築工事	内外装・造作等	内部仕上、外部仕上、建具、店舗造作等工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		●		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●	
	中央監視設備	設備一式		●		●	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			●		●
		屋内設備一式		○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備		○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器			●		●
		配管、配線、端子盤等		○			●
	LAN設備	設備一式		●		●	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			●		●
		配管、配線等		○			●
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機		○			●
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			●		●
配管、配線等			○			●	
避雷設備	設備一式		○			●	
火災報知設備	設備一式		○			●	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備（流し台等に直結の湯沸器等）			●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの）、中央式給湯設備		○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●		●
屋内の配管等			○			●	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			●	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型等）、特定の生産又は業務用設備		●		●	
		上記以外の設備	○			●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
上記以外の設備			○			●	
その他の設備等	機械駐車設備	機械設備、ターンテーブル		●		●	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等			●		●
		上記以外の設備		○			●
	太陽光発電設備	据え置き型のもの（屋根の仕上材となっているものを除く）		●		●	
医療機器設備	ナースコール		○			●	
	医療用ガス設備、吸引設備、各種検査機器等			●		●	
その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			●		●	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・フェンス・緑化施設等）		●		●	

※ 家屋の所有者以外の者が事業を営むために借家に取り付けた設備等は、すべて償却資産に該当します。

6 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の**取得年月**及び**取得価額**又は**前年度の評価額**を基準とし、その償却資産の**耐用年数に応ずる減価**を考慮してその価額を求める方法によります。

なお、減価を考慮した評価額の最低限度は、**取得価額の5%**です。

具体的な算式は、次のとおりです。

- (1) 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に取得した償却資産 取得価額 × A※
 (2) 前年前（令和5年1月1日以前）に取得した償却資産 前年度の評価額 × B※

※ A及びBは、下記＜減価残存率表＞に掲げる耐用年数に応ずる(A)欄及び(B)欄の減価残存率をいいます。

【計算例】

取得価額600,000円、取得年月令和5年4月、耐用年数5年の償却資産の場合の各年度の評価額（減価残存率Aは0.815、減価残存率Bは0.631）

令和6年度	600,000円 × 0.815 = 489,000円
令和7年度	489,000円 × 0.631 = 308,559円
令和8年度	308,559円 × 0.631 = 194,700円
令和9年度	194,700円 × 0.631 = 122,855円
令和10年度	122,855円 × 0.631 = 77,521円
令和11年度	77,521円 × 0.631 = 48,915円
令和12年度	48,915円 × 0.631 = 30,865円
令和13年度	30,865円 × 0.631 = 19,475円 < <u>30,000円</u>

※ 令和13年度の算出額が**取得価額の5%**（30,000円）より小さくなりますので、令和13年度以降の評価額は、30,000円となります。

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得(A)	前年前取得(B)		前年中取得(A)	前年前取得(B)		前年中取得(A)	前年前取得(B)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」により作成

7 課税標準及び税額

(1) 課税標準

同一区内に同一人が所有する償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準となります。

※ 課税標準となるべき額（以下「課税標準額」といいます。）が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産に係る固定資産税は課されません。

(2) 税額

課税標準額（千円未満切り捨て）× 税率（1.4%）＝ 税額（百円未満切り捨て）

※ 土地及び家屋を所有されている場合、これらの課税標準額を合計して税額を算出します。

8 納期

4月（第1期）、7月（第2期）、9月（第3期）、11月（第4期）の4回です。

各納期の末日が納期限となりますが、土曜日、日曜日、祝日等の場合には、翌日が納期限となります。

9 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課されません。該当する償却資産を所有されている方は、固定資産税非課税申告書の様式をお送りしますので、固定資産税課償却資産係まで御連絡ください。

（非課税に該当する償却資産の例）

一定の要件を備えた、社会福祉事業（老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業等）、小規模保育事業、児童福祉施設（保育所等）の用に供する償却資産等

10 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例に該当する償却資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載してください。

課税標準の特例に該当する償却資産によっては、その特例適用を確認するための書類を提出していただく場合もありますので、詳しくは、固定資産税課償却資産係までお問い合わせください。

（課税標準の特例に該当する償却資産の例）

一定の要件を備えた、内航船舶、公共危害防止用施設又は設備、中小事業者等が新たに取得した償却資産、被災代替償却資産、企業主導型保育事業の用に供する償却資産等

下記の特例に関する要件・手続等については、広島市ホームページを御覧ください。

先端設備等導入計画に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例について

中小事業者等が、中小企業等経営強化法（または生産性向上特別措置法）に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした一定の設備等に係る固定資産税について、課税標準の特例措置があります。

広島市ホームページ ■ ページ番号でさがす 【令和5年4月1日以降に取得】
■ ページ番号でさがす 【令和5年3月31日以前に取得】

被災代替償却資産に対する特例について

平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、被災区域内において、令和7年3月31日までに、被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得し、又は被災償却資産を改良した場合には、これらの取得又は改良した償却資産の固定資産税の課税標準を、その取得又は改良した年の翌年から4年度分に限り2分の1の額とする特例の適用があります。

広島市ホームページ ■ ページ番号でさがす

11 国税(法人税・所得税)との主な違い

償却資産に対する課税について、国税との取扱いを比較すると次のとおりです。

項 目	固定資産税の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる定率法 ※ 法人税法等の旧定率法と同じです。	建物・建物附属設備・構築物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得した資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日までに取得した資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却(減価率の1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前の取得価額を申告してください。)	認められます
事業専用割合等によるあん分	認められません (その資産の取得価額を申告してください。)	認められます
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却の制度(法人税法・所得税法)	認められます (法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産については、「 <u>届出書</u> 」の写しを申告の際に添付してください。)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改 良 費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	平成19年4月1日以降に支出したのものについては原則として区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。 (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

12 調査等のお願いについて

広島市では、課税内容の確認のため、地方税法第354条の2の規定による所得税又は法人税に関する書類の閲覧調査のほか、事業者の方に減価償却明細書又は固定資産台帳等の提出や、訪問調査を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

なお、調査等に伴い申告内容の修正や資産の申告もれ等が判明した場合は、資産に異動があった年の翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、最長5年度分)遡及して税額を修正することになります(過年度分について追加課税となった場合、現年度分とは異なり、納期は1回となります。)